平成二十八年法律第七十六号

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律

目

総則(第一条—第三条)

人工衛星等の打上げに係る許可等

人工衛星等の打上げに係る許可(第四条―第十二条

第二節 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定(第十三条―第十五条)

第三節 打上げ施設の適合認定(第十六条―第十八条)

第四節 人工衛星の管理に係る許可等 (第二十条—第三十条) 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構による申請手続の特例 (第十九条)

内閣総理大臣による監督 (第三十一条—第三十四条)

ロケット落下等損害の賠償

第一節 ロケット落下等損害賠償責任(第三十五条―第三十八条)

第二節 ロケット落下等損害賠償責任保険契約(第三十九条)

第三節 ロケット落下等損害賠償補償契約(第四十条―第四十八条)

第四節 供託 (第四十九条—第五十二条)

第七章 第六章 雑則 (第五十五条—第五十九条) 人工衛星落下等損害の賠償 (第五十三条・第五十四条)

第八章 罰則 (第六十条—第六十五条)

総則

章

第一条 この法律は、宇宙基本法(平成二十年法律第四十三号)の基本理念(以下単に「基本理 念」という。) にのっとり、我が国における人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可 与することを目的とする。 し、あわせて、当該損害の被害者の保護を図り、もって国民生活の向上及び経済社会の発展に寄 に関する制度並びに人工衛星等の落下等により生ずる損害の賠償に関する制度を設けることによ 宇宙の開発及び利用に関する諸条約を的確かつ円滑に実施するとともに、公共の安全を確保

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところに

ち上げられた物体の登録に関する条約をいう。 定、宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約及び宇宙空間に打 いう。)、宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協 る国家活動を律する原則に関する条約(第二十二条第二号において「宇宙空間探査等条約」と 宇宙の開発及び利用に関する諸条約 月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用におけ

二 人工衛星 地球を回る軌道若しくはその外に投入し、又は地球以外の天体上に配置して使用 する人工の物体をいう。

人工衛星等 人工衛星及びその打上げ用ロケットをいう。

打上げ施設 人工衛星の打上げ用ロケットを発射する機能を有する施設をいう。

度に達した時点で当該人工衛星を分離することをいう。 星の打上げ用ロケットに人工衛星を搭載した上で、これを発射して加速し、一定の速度及び高 人工衛星等の打上げ 自ら又は他の者が管理し、及び運営する打上げ施設を用いて、人工衛

六 人工衛星管理設備 人工衛星に搭載された無線設備(電磁波を利用して、符号を送り、又は 受けるための電気的設備及びこれと電気通信回線で接続した電子計算機をいう。以下この号及 号を直接若しくは他の無線設備を経由して電磁波を利用して受信する方法により把握し、又は (第六条第二号において同じ。) から送信された当該人工衛星の位置、姿勢及び状態を示す信

> 線設備に直接又は他の無線設備を経由して電磁波を利用して送信する機能を有する無線設備を ともに、人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御するための信号を当該人工衛星に搭載された無 直接若しくは他の無線設備を経由して受信する方法その他の方法によりその位置を把握すると 当該人工衛星に向けて信号を直接若しくは他の無線設備を経由して送信し、反射される信号を

れらを制御することをいう。 人工衛星管理設備を用いて、人工衛星の位置、姿勢及び状態を把握し、

行中の航空機その他の飛しょう体において人の生命、身体又は財産に生じた損害をいう。ただ れた後の人工衛星の打上げ用ロケットの落下、衝突又は爆発により、地表若しくは水面又は飛 務上密接な関係を有する者として内閣府令で定める者がその業務上受けた損害を除く。 し、当該人工衛星等の打上げを行う者の従業者その他の当該人工衛星等の打上げを行う者と業 工衛星が正常に分離されていない状態における人工衛星等又は全部の人工衛星が正常に分離さ ロケット落下等損害 人工衛星の打上げ用ロケットが発射された後の全部若しくは一部の

これをその者が賠償することにより生ずる損失を保険者(保険業法(平成七年法律第百五号) 料を支払うことを約する契約をいう。 保険の引受けを行う者に限る。以下同じ。)が埋めることを約し、保険契約者が保険者に保 第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等で、責任 星等の落下、衝突又は爆発によるロケット落下等損害(第九条第二項及び第四十条第一項にお いて「特定ロケット落下等損害」という。)を除く。)の賠償の責任が発生した場合において、 な保険料を算出することが困難なものとして内閣府令で定める事由を主たる原因とする人工衛 (テロリズムの行為その他その発生を保険契約における財産上の給付の条件とした場合に適正 ロケット落下等損害賠償責任保険契約 人工衛星等の打上げを行う者のロケット落下等損害

が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約する契約をいう。 下等損害を賠償するための措置によっては埋めることができないロケット落下等損害をその者 償の責任が発生した場合において、ロケット落下等損害賠償責任保険契約その他のロケット落 ロケット落下等損害賠償補償契約 人工衛星等の打上げを行う者のロケット落下等損害の

の当該人工衛星の管理を行う者と業務上密接な関係を有する者として内閣府令で定める者がそ命、身体又は財産に生じた損害をいう。ただし、当該人工衛星の管理を行う者の従業者その他又は爆発により、地表若しくは水面又は飛行中の航空機その他の飛しょう体において人の生 の業務上受けた損害を除く。 人工衛星落下等損害 人工衛星の打上げ用ロケットから正常に分離された人工衛星の落下

(この法律の施行に当たっての配慮)

第三条 国は、この法律の施行に当たっては、宇宙基本法第十六条に規定する民間事業者による宇 に関係する産業の技術力及び国際競争力の強化を図るよう適切な配慮をするものとする。 宙開発利用の促進に関する施策の一環として、我が国の人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理

第二章 人工衛星等の打上げに係る許可等 第一節 人工衛星等の打上げに係る許可

第四条 国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に搭載された打上げ施設を用 ない。 て人工衛星等の打上げを行おうとする者は、その都度、内閣総理大臣の許可を受けなければなら

2 た申請書に内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。 前項の許可を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載し 氏名又は名称及び住所

の型式認定番号、人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保 する上で我が国と同等の水準にあると認められる人工衛星の打上げ用ロケットの設計の認定 人工衛星の打上げ用ロケットの設計(第十三条第一項の型式認定を受けたものにあってはそ

- 制度を有している国として内閣府令で定めるものの政府による当該認定(以下「外国認定」と いう。)を受けたものにあっては外国認定を受けた旨)
- 機の名称又は登録記号)、構造及び設備(第十六条第一項の適合認定を受けた打上げ施設にあ一 打上げ施設の場所(船舶又は航空機に搭載された打上げ施設にあっては、当該船舶又は航空 っては、その適合認定番号)
- 行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法を含む人工衛星等の打上げの方法を定めた2 人工衛星等の打上げを予定する時期、人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路並びに当該飛 計画(以下「ロケット打上げ計画」という。)
- 目的及び方法 人工衛星の打上げ用ロケットに搭載される人工衛星の数並びにそれぞれの人工衛星の利用の
- 六 その他内閣府令で定める事項

(欠格事由)

- 第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。
- 令による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日は地域をいう。以下同じ。)の法令の規定に違反し、罰金以上の刑(これに相当する外国の法 から三年を経過しない者 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに相当する外国(本邦の域外にある国又
- 三 心身の故障により人工衛星等の打上げを適正に行うことができない者として内閣府令で定め二 第十二条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者
- に該当する者があるもの 法人であって、その業務を行う役員又は内閣府令で定める使用人のうちに前三号のいずれか
- 個人であって、その内閣府令で定める使用人のうちに第一号から第三号までのいずれかに該
- (許可の基準) 当する者があるもの
- 第六条 内閣総理大臣は、第四条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認め るときでなければ、同項の許可をしてはならない。
- 第一項の型式認定若しくは外国認定を受けたものであること。 閣府令で定める基準(以下「ロケット安全基準」という。)に適合していること又は第十三条 施設の周辺の安全を確保するための人工衛星の打上げ用ロケットの安全に関する基準として内 人工衛星の打上げ用ロケットの設計が、人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ
- 用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保するための打上げ施設の安全に関す であること 別施設安全基準」という。)に適合していること又は第十六条第一項の適合認定を受けたもの る基準として人工衛星の打上げ用ロケットの型式に応じて内閣府令で定める基準(以下「型式 打上げ施設が、次のイ及びロに掲げる無線設備を備えていることその他の人工衛星の打上げ
- を直接若しくは他の無線設備を経由して送信し、反射される信号を直接若しくは他の無線設 用ロケットの位置、姿勢及び状態を示す信号を直接若しくは他の無線設備を経由して電磁波 備を経由して受信する方法によりその位置を把握する機能を有する無線設備 を利用して受信する方法により把握し、又は当該人工衛星の打上げ用ロケットに向けて信号 人工衛星の打上げ用ロケットに搭載された無線設備から送信された当該人工衛星の打上げ
- 由して電磁波を利用して送信する機能を有する無線設備 生した場合における当該人工衛星の打上げ用ロケットの破壊その他その飛行を中断する措置 信号を当該人工衛星の打上げ用ロケットに搭載された無線設備に直接又は他の無線設備を経 (次号及び第十六条第二項第四号において「飛行中断措置」という。)を講ずるために必要な 人工衛星の打上げ用ロケットが予定された飛行経路を外れた場合その他の異常な事態が発
- 路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法が定められているほか、その内容が公共の安全 ロケット打上げ計画において、飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経

- を確保する上で適切なものであり、 かつ、申請者が当該ロケット打上げ計画を実行する十分な
- 安全の確保に支障を及ぼすおそれがないものであること したものであり、かつ、宇宙の開発及び利用に関する諸条約の的確かつ円滑な実施及び公共 人工衛星の打上げ用ロケットに搭載される人工衛星の利用の目的及び方法が、基本理念に則 0)

- 第七条 第四条第一項の許可を受けた者(以下「打上げ実施者」という。)は、同条第二項第二号 大臣の許可を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限施設安全基準に適合しなくなったときを含む。)は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理 おいて当該許可に係る人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合しなくなっ りでない。 たとき及び型式別施設安全基準に変更があった場合において当該許可に係る打上げ施設が型式別 から第五号までに掲げる事項を変更しようとするとき(ロケット安全基準の変更があった場合に
- 2 打上げ実施者は、第四条第二項第一号若しくは第六号に掲げる事項に変更があったとき又は前 け出なければならない。 項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、 遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届
- 前条の規定は、第一項の許可について準用する

(設計合致義務等)

- 第八条 打上げ実施者は、人工衛星等の打上げを行うに当たっては、当該人工衛星等の打上げに係 る人工衛星の打上げ用ロケットを第四条第一項の許可に係る設計に合致するようにしなけれ らない。
- る場合を除くほか、第四条第一項の許可に係るロケット打上げ計画の定めるところに従わなけ2 打上げ実施者は、人工衛星等の打上げを行うに当たっては、災害その他やむを得ない事由の る場合を除くほか、 ばならない。

(損害賠償担保措置を講ずべき義務)

- 第九条 打上げ実施者は、損害賠償担保措置を講じていなければ、第四条第一項の許可を受けた人 工衛星等の打上げを行ってはならない。
- 2 措置であって内閣総理大臣の承認を受けたもの(同条第二項において「相当措置」という。) める金額(第四十条第一項及び第二項において「賠償措置額」という。)をロケット落下等損害 情を勘案し、ロケット落下等損害の被害者の保護を図る観点から適切なものとして内閣府令で定 ト落下等損害賠償補償契約(特定ロケット落下等損害に係るものに限る。)の締結若しくは供 の賠償に充てることができるものとして内閣総理大臣の承認を受けたもの又はこれらに相当する であって、その措置により、人工衛星の打上げ用ロケットの設計、打上げ施設の場所その他の事 前項に規定する「損害賠償担保措置」とは、ロケット落下等損害賠償責任保険契約及びロケッ を
- (承継)
- 第十条 打上げ実施者が第四条第一項の許可を受けた人工衛星等の打上げに係る事業の譲渡を行う ころにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、 場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめ当該譲渡及び譲受けについて内閣府令で定めると る地位を承継する。 譲受人は、打上げ実施者のこの法律の規定によ
- 2 人又は合併により設立された法人は、打上げ実施者のこの法律の規定による地位を承継する。 について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法 打上げ実施者である法人が合併により消滅することとなる場合において、あらかじめ当該合併
- 3 法律の規定による地位を承継する。 閣総理大臣の認可を受けたときは、 事業を承継させる場合において、あらかじめ当該分割について内閣府令で定めるところにより内 打上げ実施者である法人が分割により第四条第一項の許可を受けた人工衛星等の打上げに係る 分割により当該事業を承継した法人は、 打上げ実施者のこの

- 部分に限る。)の規定は、前三項の認可について準用する。 第五条及び第六条(第三号(ロケット打上げ計画を実行する能力に係る部分に限る。)に係る
- 5 項の許可は、その効力を失う。認可の申請がない場合にあっては、当該事業の譲渡、 は打上げ実施者である法人が合併により消滅することとなり、若しくは分割により当該事業を承打上げ実施者が第四条第一項の許可を受けた人工衛星等の打上げに係る事業の譲渡を行い、又 継させる場合において、第一項から第三項までの認可をしない旨の処分があったとき(これらの 合併又は分割があったとき)は、 同条第一

- ったときは、第四条第一項の許可は、その効力を失う。この場合において、当該各号に定める者第十一条 前条第五項の規定によるほか、打上げ実施者が次の各号のいずれかに該当することとな ればならない。 は、当該各号に該当することとなった日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なけ 3
- 死亡したとき その相続人
- 法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人
- 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき その清算人
- 人を代表する役員 人工衛星等の打上げを終えたとき 打上げ実施者であった個人又は打上げ実施者であった法 2

(許可の取消し)

- 第十二条 内閣総理大臣は、打上げ実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条第 の許可を取り消すことができる。 一項
- ら第三項までの認可を受けたとき。 偽りその他不正の手段により第四条第一項若しくは第七条第一項の許可又は第十条第一項か
- 第五条第一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当することとなったとき。
- 三 その者の行う人工衛星等の打上げに用いる人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安 全基準に適合しなくなったとき。
- 四 その者の行う人工衛星等の打上げに用いる打上げ施設が型式別施設安全基準に適合しなくな ったとき。
- 第七条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更
- 第八条の規定に違反していると認めるとき。
- から第三項までの認可に付された条件に違反したとき。 第三十四条第一項の規定により第四条第一項若しくは第七条第 一項の許可又は第十条第 一項

第二節 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定

(型式認定)

第十三条 内閣総理大臣は、申請により、 人工衛星の打上げ用ロケットの設計について型式認定を

- する書類その他内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならな 載した申請書に人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合していることを証 前項の型式認定を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記 4
- 氏名又は名称及び住所
- 人工衛星の打上げ用ロケットの設計
- その他内閣府令で定める事項
- の設計がロケット安全基準に適合していると認めるときは、 内閣総理大臣は、第一項の申請があったときは、その申請に係る人工衛星の打上げ用ロケット 同項の型式認定をしなければならな
- 4 第 項の型式認定は、 申請者に型式認定番号が付された型式認定書を交付することによって行

(設計等の変更)

- るところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合しなくなったときを含む。)は、内閣府令で定め な変更については、この限りでない。 るとき(ロケット安全基準の変更があった場合において、当該型式認定を受けた人工衛星の打上 前条第一項の型式認定を受けた者は、同条第二項第二号に掲げる事項を変更しようとす
- 内閣総理大臣に届け出なければならない。 あったとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、 前条第一項の型式認定を受けた者は、同条第二項第一号若しくは第三号に掲げる事項に変更が 遅滞なく、 その旨を

2

前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(型式認定の取消し)

- 第十五条 内閣総理大臣は、第十三条第一項の型式認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当す るときは、その型式認定を取り消すことができる。
- 人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合しなくなったとき
- 二 第三十三条第一項の規定による命令に違反したとき。
- は、 第十三条第一項の型式認定を受けた者は、前項の規定により当該型式認定が取り消されたとき 遅滞なく、型式認定書を内閣総理大臣に返納しなければならない。

(適合認定) 第三節 打上げ施設の適合認定

- 上げ用ロケットの型式(その設計が第十三条第一項の型式認定又は外国認定を受けたものに限機に搭載された打上げ施設について、これを用いて行う人工衛星等の打上げに係る人工衛星の打第十六条 内閣総理大臣は、申請により、国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空 る。) ごとに、適合認定を行う。
- 2 令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。 載した申請書に打上げ施設が型式別施設安全基準に適合していることを証する書類その他内閣府 前項の適合認定を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、 次に掲げる事項を記
- 氏名又は名称及び住所
- 機の名称又は登録記号)、構造及び設備 打上げ施設の場所(船舶又は航空機に搭載された打上げ施設にあっては、 当該船舶又は航空
- 第十三条第一項の型式認定に係る型式認定番号又は外国認定を受けた旨
- を確保する方法 飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全
- Ŧi.
- 3 基準に適合していると認めるときは、同項の適合認定をしなければならない。 内閣総理大臣は、第一項の申請があったときは、その申請に係る打上げ施設が型式別施設安全4 その他内閣府令で定める事項
- って行う。 第一項の適合認定は、申請者に適合認定番号が付された打上げ施設認定書を交付することによ

(打上げ施設の場所等の変更)

- 第十七条 前条第一項の適合認定を受けた者は、同条第二項第二号又は第四号に掲げる事項を変更 ついては、この限りでない。 上げ施設が型式別施設安全基準に適合しなくなったときを含む。)は、内閣府令で定めるところ しようとするとき(型式別施設安全基準の変更があった場合において、当該適合認定を受けた打 内閣総理大臣の認定を受けなければならない。ただし、 内閣府令で定める軽微な変更に
- 2 内閣総理大臣に届け出なければならない。 あったとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、 前条第一項の適合認定を受けた者は、同条第二項第一号若しくは第五号に掲げる事項に変更が 遅滞なく、 その旨を
- 前条第三項の規定は、 第一項の認定について準用する

3

第十八条 内閣総理大臣は、第十六条第一項の適合認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当す るときは、その適合認定を取り消すことができる。

打上げ施設が型式別施設安全基準に適合しなくなったとき

第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき

第十六条第一項の適合認定を受けた者は、前項の規定により当該適合認定が取り消されたとき 遅滞なく、打上げ施設認定書を内閣総理大臣に返納しなければならない。

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構による申請手続の特例

衛星の打上げ用ロケットの設計について第十三条第一項の型式認定の申請を行うときは、同条第第十九条 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)が、その行った人工 内閣府令で定める簡略化された手続によることができる。 二項の規定にかかわらず、当該申請に係る記載事項又は添付書類の一部を省略する手続その他の

うときは、同条第二項の規定にかかわらず、当該申請に係る記載事項又は添付書類の一部を省略 する手続その他の内閣府令で定める簡略化された手続によることができる。 機構が、その管理し、及び運営する打上げ施設について第十六条第一項の適合認定の申請を行

第三章 人工衛星の管理に係る許可等

第二十条 国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機若しくは我が国が管轄権を有 総理大臣の許可を受けなければならない。 衛星管理設備」という。)を用いて人工衛星の管理を行おうとする者は、人工衛星ごとに、 する人工衛星として内閣府令で定めるものに搭載された人工衛星管理設備(以下「国内等の人工 内閣

た申請書に内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。 前項の許可を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載し

氏名又は名称及び住所

工衛星の名称その他当該人工衛星を特定するものとして内閣府令で定める事項) 舶又は航空機の名称又は登録記号、人工衛星に搭載された人工衛星管理設備にあっては当該 人工衛星管理設備の場所(船舶又は航空機に搭載された人工衛星管理設備にあっては当該 船

人工衛星を地球を回る軌道に投入して使用する場合には、 その軌道

人工衛星の利用の目的及び方法

人工衛星の構造

人工衛星の管理の終了に伴い講ずる措置(以下「終了措置」という。)の内容

行う者(以下「死亡時代理人」という。)の氏名又は名称及び住所 申請者が個人である場合には、申請者が死亡したときにその者に代わって人工衛星の管理を 前号に掲げるもののほか、人工衛星の管理の方法を定めた計画(以下「管理計画」という。)

その他内閣府令で定める事項

(欠格事由)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。 又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者 罰金以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わり、 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、

第三十条第一項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者 心身の故障により人工衛星の管理を適正に行うことができない者として内閣府令で定める

に該当する者があるもの 法人であって、その業務を行う役員又は内閣府令で定める使用人のうちに前三号のいずれか

当する者があるもの 個人であって、その内閣府令で定める使用人のうちに第一号から第三号までのいずれかに該

個人であって、その死亡時代理人が前各号のいずれかに該当するもの

第二十二条 内閣総理大臣は、第二十条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合している

と認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

用に関する諸条約の的確かつ円滑な実施及び公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれがないも 人工衛星の利用の目的及び方法が、基本理念に則したものであり、かつ、宇宙の開発及び

三 管理計画において、他の人工衛星との衝突を避けるための措置その他の宇宙空間の有害な汚 一 人工衛星の構造が、その人工衛星を構成する機器及び部品の飛散を防ぐ仕組みが講じられて 染等を防止するために必要なものとして内閣府令で定める措置及び終了措置を講ずることとさ 保に支障を及ぼすおそれがないものとして内閣府令で定める基準に適合するものであること。 号及び第四号ニにおいて「宇宙空間の有害な汚染等」という。)の防止並びに公共の安全の確 な汚染並びにその平和的な探査及び利用における他国の活動に対する潜在的に有害な干渉(次 いることその他の宇宙空間探査等条約第九条に規定する月その他の天体を含む宇宙空間の有害

る十分な能力を有すること。 れており、かつ、申請者(個人にあっては、死亡時代理人を含む。)が当該管理計画を実行す

終了措置の内容が次のイからニまでのいずれかに該当するものであること。

又は着水が予想される地点の周辺の安全を確保して行われるもの せて回収することを含む。)であって、当該人工衛星の飛行経路及び当該機器の一部の着地 で燃焼させること(これを構成する機器の一部を燃焼させることなく地表又は水面に落下さ 人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御することにより、当該人工衛星の高度を下げて空中

経過により高度が下がることのない地球を回る軌道に投入することであって、他の人工衛星人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御することにより、当該人工衛星の高度を上げて時の の管理に支障を及ぼすおそれがないもの

させるおそれがないもの 回る軌道に投入し、又は当該天体に落下させることであって、当該天体の環境を著しく悪化人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御することにより、当該人工衛星を地球以外の天体を

(変更の許可等) やめること。

を講じ、並びに人工衛星の位置、姿勢及び状態を内閣総理大臣に通知した上で、

その制御を

その他の宇宙空間の有害な汚染等を防止するために必要なものとして内閣府令で定める措置

イからハまでに掲げる措置を講ずることができない場合において、誤作動及び爆発の防

第二十三条 第二十条第一項の許可を受けた者(以下「人工衛星管理者」という。)は、同条第二 り、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更につい項第四号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところによ ては、この限りでない。

2 を内閣総理大臣に届け出なければならない。 があったとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、 人工衛星管理者は、第二十条第二項第一号から第三号まで若しくは第九号に掲げる事項に変更 その旨

前条の規定は、第一項の許可について準用する。

(管理計画の遵守)

| 由のある場合を除くほか、第二十条第一項の許可に係る管理計画の定めるところに従わなけれ、| 第二十四条 人工衛星管理者は、人工衛星の管理を行うに当たっては、災害その他やむを得ない。 ならない。

第二十五条 人工衛星管理者は、第二十条第一項の許可に係る人工衛星の他の物体との衝突その の事故の発生により、同項の許可に係る終了措置を講ずることなく人工衛星の管理ができなくな

当該事故の状況及び当該事故の発生後の人工衛星の位置の特定に資するものとして内閣府令で定 める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。この場合において、同項の許可は、その効 かつ、回復する見込みがないときは、内閣府令で定めるところにより、速やかに、その旨、

人及び譲受人があらかじめ当該譲渡及び譲受けについて内閣府令で定めるところにより内閣総理者に第二十条第一項の許可を受けた人工衛星の管理に係る事業の譲渡を行う場合において、譲渡 大臣の認可を受けたときは、譲受人は、人工衛星管理者のこの法律の規定による地位を承継す 人工衛星管理者が国内等の人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行おうとする

るところにより、あらかじめ、内閣総理大臣にその旨を届け出なければならない。 第二十条第一項の許可を受けた人工衛星の管理に係る事業の譲渡を行うときは、内閣府令で定め 人工衛星管理者が、国内等の人工衛星管理設備によらずに人工衛星の管理を行おうとする者に

併について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する 法人又は合併により設立された法人は、 人工衛星管理者である法人が合併により消滅することとなる場合において、あらかじめ当該合 人工衛星管理者のこの法律の規定による地位を承継す

事業を承継させる場合において、あらかじめ当該分割について内閣府令で定めるところにより内、人工衛星管理者である法人が分割により第二十条第一項の許可を受けた人工衛星の管理に係る の法律の規定による地位を承継する。 閣総理大臣の認可を受けたときは、分割により当該事業を承継した法人は、人工衛星管理者のこ

分に限る。)の規定は、第一項及び前二項の認可について準用する。 第二十一条及び第二 一十二条(第三号(管理計画を実行する能力に係る部分に限る。)に係る部

て、第二十四条、前条前段、第三十一条、第三十二条及び第三十三条第三項の規定(これらの規あっては、同条の規定による届出があるまでの間)は、これらの者を人工衛星管理者とみなし 業の譲渡、合併又は分割の日)から百二十日以内に、同条第一項の許可に係る終了措置を講じな業を承継した法人は、当該処分があった日(これらの認可の申請がない場合にあっては、当該事譲受人を除く。)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事 れらの認可の申請がない場合にあっては、当該事業の譲渡、合併又は分割があったとき)は、同承継させる場合において、第一項、第三項又は第四項の認可をしない旨の処分があったとき(こ は人工衛星管理者である法人が合併により消滅することとなり、若しくは分割により当該事業を人工衛星管理者が第二十条第一項の許可を受けた人工衛星の管理に係る事業の譲渡を行い、又 定に係る罰則を含む。)を適用する。 条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その譲受人(第二項に規定する事業の譲渡に係る ればならない。この場合において、当該終了措置が完了するまでの間(前条に規定する場合に 2

第二十七条 (死亡の届出等) 出なければならない。 人工衛星管理者が死亡したときは、 相続人は、 遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届

亡時代理人を人工衛星管理者とみなして、第二十四条、第二十五条前段、前条第一項及び第五間(第二十五条に規定する場合にあっては、同条の規定による届出があるまでの間)は、その死ばならない。この場合において、当該事業の譲渡が行われ、又は当該終了措置が完了するまでのばならない。 を除き、その死亡の日から百二十日以内に、第二十条第一項の許可に係る終了措置を講じなけれ 死亡時代理人は、当該人工衛星の管理に係る事業の譲渡について前条第一項の認可を受けた場合人工衛星管理者が死亡したときは、第二十条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その 第三十一条、 第三十二条並びに第三十三条第三項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)

衛星の管理を終了しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を二十八条(人工衛星管理者は、第二十条第一項の許可に係る管理計画の定めるところにより人工 内閣総理大臣に届け出るとともに、同項の許可に係る終了措置を講じなければならない

2 前項の規定により終了措置が講じられたときは、 第二十条第一項の許可は、 その効力を失う。

第二十九条 人工衛星管理者である法人が合併以外の事由により解散したときは、 破産管財人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。 その清算人又は

2

定による届出があるまでの間)は、その清算法人を人工衛星管理者とみなして、第二十四条、第われ、又は当該終了措置が完了するまでの間(第二十五条に規定する場合にあっては、同条の規 第一項の許可に係る終了措置を講じなければならない。この場合において、当該事業の譲渡が行 いて第二十六条第一項の認可を受けた場合を除き、その解散の日から百二十日以内に、第二十条 始後の法人をいう。以下この項において同じ。)は、当該人工衛星の管理に係る事業の譲渡につ は、その効力を失うものとし、その清算法人(清算中若しくは特別清算中の法人又は破産手続開 の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。 二十五条前段、第二十六条第一項及び第五項、第三十一条、 人工衛星管理者である法人が合併以外の事由により解散したときは、第二十条第一項の許 第三十二条並びに第三十三条第三項

第三十条 内閣総理大臣は、人工衛星管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、 (許可の取消し等)

第二十条第

条第一項、第三項若しくは第四項の認可を受けたとき 項の許可を取り消すことができる。 偽りその他不正の手段により第二十条第一項若しくは第二十三条第一項の許可又は第二十六

第二十一条第一号又は第三号から第六号までのいずれかに該当することとなったとき。 第二十三条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで

変更したとき。 第三十三条第三項の規定による命令に違反したとき。

五四 六条第一項、第三項若しくは第四項の認可に付された条件に違反したとき。 第三十四条第一項の規定により第二十条第一項若しくは第二十三条第一項の許可又は第二十

みなして、第二十四条、第二十五条前段、第二十六条第一項及び第五項、次条、 日から百二十日以内に、第二十条第一項の許可に係る終了措置を講じなければならない。この場 星の管理に係る事業の譲渡について第二十六条第一項の認可を受けた場合を除き、その取消しの に第三十三条第三項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。 定する場合にあっては、同条の規定による届出があるまでの間)は、その者を人工衛星管理者と 合において、当該事業の譲渡が行われ、又は当該終了措置が完了するまでの間(第二十五条に規 人工衛星管理者が前項の規定により第二十条第一項の許可を取り消されたときは、当該人工衛 第三十二条並び

第四章 内閣総理大臣による監督

(立入検査等)

第三十一条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、打上げ実施者、第十三条第 の者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業所に立ち入り、これら 項の型式認定を受けた者、第十六条第一項の適合認定を受けた者若しくは人工衛星管理者に対

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、 ったときは、これを提示しなければならない。 関係者の請求があ

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならな

(指導等)

第三十二条 用に関する諸条約の的確かつ円滑な実施及び公共の安全の確保を図るため、 受けた者、第十六条第一項の適合認定を受けた者又は人工衛星管理者に対し、宇宙の開発及び利 び勧告をすることができる。 内閣総理大臣は、基本理念にのっとり、打上げ実施者、第十三条第一項の型式認定を 必要な指導、 助言及

(是正命令)

2、内引終里大豆は、第十六な第一頁の適合忍豆と受けて丁上げ砲段が型式川砲段が全基準に適合からなどできる。下安全基準に適合しなくなるおそれをなくするために必要な設計の変更を命ずることができる。下安全基準に適合しなくなるおそれがあると認設計がロケット安全基準に適合せず、又はロケット安全基準に適合しなくなるおそれがあると認恵計がロケット安全基準に適合しなくなるおそれがあると認恵二十三条 内閣総理大臣は、第十三条第一項の型式認定を受けた人工衛星の打上げ用ロケットの

なるおそれをなくするために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 受けた者に対し、型式別施設安全基準に適合させるため、又は型式別施設安全基準に適合しなくせず、又は型式別施設安全基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該適合認定を2 内閣総理大臣は、第十六条第一項の適合認定を受けた打上げ施設が型式別施設安全基準に適合

ら。 工衛星管理者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができ3 内閣総理大臣は、人工衛星管理者が第二十四条の規定に違反していると認めるときは、当該人

2

(許可等の条件)

| 供を付し、及びこれを変更することができる。 | 第二十四条 第四条第一項、第三項書しくは第四項の認可には、条第二十四条 第四条第一項、第七条第一項、第二十条第一項若しくは第二十三条第一項の許可又は

り、かつ、許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。2 前項の条件は、許可又は認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限

第一節 コケット客ド等損害賠償責で ロケット落下等損害の賠償

第一節 ロケット落下等損害賠償責任

(無過失責任)

責任の集中)

打上げを行う者以外の者は、その損害を賠償する責任を負わない。 第三十六条 前条の場合において、同条の規定により損害を賠償する責任を負うべき人工衛星等の

3 第一項の規定は、原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号)の適用をしない。 2 ロケット落下等損害については、製造物責任法(平成六年法律第八十五号)の規定は、適用し

(賠償についてのしん酌)

排除するものと解してはならない

第三十八条 第三十五条の場合において、他にその損害の発生の原因について責任を負うべき者が第三十八条 第三十五条の場合において、他にその損害を発生の力とされ、当該損害がその者又はその者の従業者の故意により生じたものである場合供をした者(当該人工衛星等の打上げの用に供された資材その他の物品又は役務の提当該責任を負うべき者が当該人工衛星等の打上げの用に供された資材その他の物品又は役務の提当該責任を負うべき者が当該人工衛星等の打上げの用に供された資材その他の物品又は役務の提出を対して水資権を有する。ただし、第三十八条 第三十五条の場合において、他にその損害の発生の原因について責任を負うべき者が

前項の規定は、求償権に関し書面による特約をすることを妨げない。

第二節 ロケット落下等損害賠償責任保険契約

償責任保険契約の保険金について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有する。R三十九条 ロケット落下等損害の被害者は、その損害賠償請求権に関し、ロケット落下等損害賠

ができる。
又は当該被害者の承諾があった限度においてのみ、保険者に対して保険金の支払を請求すること
又は当該被害者の承諾があった限度においてのみ、保険者に対して保険金の支払を請求すること
2 被保険者は、ロケット落下等損害の被害者に対する損害賠償額について、自己が支払った限度

6

し差し押さえる場合は、この限りでない。 差し押さえるようは、この限りでない。 ただし、ロケット落下等損害の被害者がその損害賠償請求権に関る ロケット落下等損害賠償責任保険契約の保険金請求権は、これを譲り渡し、担保に供し、又は

第三節 ロケット落下等損害賠償補償契約

(ロケット落下等損害賠償補償契約)

ことを約するロケット落下等損害賠償補償契約を締結することができる。「損害賠償担保措置」という。)の賠償措置額に相当する金額を超えない範囲内で政府が補償する定ロケット落下等損害の賠償に充てられる第九条第二項に規定する損害賠償担保措置(以下単にの責任が発生した場合において、これを打上げ実施者が賠償することにより生ずる損失を当該特第四十条 政府は、打上げ実施者を相手方として、打上げ実施者の特定ロケット落下等損害の賠償

市項に定めるもののほか、政府は、打上げ実施者を相手方として、打上げ実施者のロケット落下等損害賠償することを約するロケット落下等損害賠償責任保険契約、同項の下等損害の賠償の責任が発生した場合において、ロケット落下等損害賠償の責任が発生した場合において、ロケット落下等損害賠償責任保険契約、同項の下等損害の賠償の責任が発生した場合において、ロケット落下等損害賠償責任保険契約、同項の下等損害の賠償の責任が発生した場合において、ロケット落下等損害賠償責任保険契約、同項の下等損害の賠償の責任が発生した場合において、ロケット落下等損害賠償責任保険契約、同項の下等損害の賠償の責任が発生した場合において、ロケット落下等損害賠償責任保険契約、同項の下等損害の賠償の責任が発生した場合において、ロケット落下等損害賠償責任保険契約、同項の下きる。

・ 前条の規定は、ロケット落下等損害賠償補償契約に基づく補償金について準用する。 前条の規定は、ロケット落下等損害賠償補償契約に基づく補償金について準用する。

(ロケット落下等損害賠償補償契約の期間)

害賠償補償契約に係る人工衛星等の打上げを終える時までとする。 第四十一条 ロケット落下等損害賠償補償契約の期間は、その締結の時から当該ロケット落下等損

(補償金)

(ロケット落下等損害賠償補償契約の締結の限度)

償契約を締結するものとする。信契約を締結するものとする。意理十三条 政府は、一会計年度内に締結するロケット落下等損害賠償補償契約に係る契約金額の

きは、時効によって消滅する。 第四十四条 補償金の支払を受ける権利は、これを行使することができる時から三年を経過したと

(時効)

は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額を限度として当該求償権を取得する。ト落下等損害賠償補償契約の相手方である打上げ実施者が第三者に対して求償権を有するとき第四十五条 政府は、ロケット落下等損害賠償補償契約により補償した場合において、当該ロケッ(代位)

一 政府が補償した金額

一 当該求償権の金額

(補償金の返還)

当該ロケット落下等損害賠償補償契約の相手方である打上げ実施者が次の各号のいずれかに該当第四十六条 政府は、ロケット落下等損害賠償補償契約に基づき補償金を支払った場合において、

するときは、当該打上げ実施者から、政令で定めるところにより、 その返還をさせるものとす

第八条の規定に違反して人工衛星等の打上げを行ったこと

人工衛星等の打上げを行った際、 第十二条第一号又は第五号に該当していたこと。

2 内閣総理大臣は、ロケット落下等損害賠償補償契約を締結しようとするときは、第四十七条 この節に規定する政府の業務は、内閣総理大臣が管掌する。 財務大臣に協議しなければならない あらかじめ、

第四十八条 政府は、政令で定めるところにより、ロケット落下等損害賠償補償契約に基づく業務 の一部を保険者に委託することができる。

で定める事項を告示しなければならない。 内閣総理大臣は、前項の規定による委託をしたときは、委託を受けた者の名称その他内閣府令

(損害賠償担保措置としての供託)

定置場の所在地))の最寄りの法務局又は地方法務局に、金銭又は内閣府令で定める有価証券(社にあっては当該船舶の船籍港の所在地、航空機に搭載された打上げ施設にあっては当該航空機のい場合にあっては、第四条第一項の許可に係る打上げ施設の場所(船舶に搭載された打上げ施設 振替債を含む。次条及び第五十一条において同じ。)によりするものとする。 (供託物の還付) 株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百七十八条第一項に規定する 損害賠償担保措置としての供託は、打上げ実施者の主たる事務所(国内に事務所がな

第五十条 ロケット落下等損害の被害者は、その損害賠償請求権に関し、前条の規定により打上げ 実施者が供託した金銭又は有価証券について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有す

(供託物の取戻し)

第五十一条 九条の規定により供託した金銭又は有価証券を取り戻すことができる。 打上げ実施者は、次に掲げる場合においては、内閣総理大臣の承認を受けて、 第四十

人工衛星等の打上げを終え、かつ、ロケット落下等損害を与えないことが明らかとなったと

ロケット落下等損害が発生し、その損害の賠償を終えたとき

(内閣府令・法務省令への委任) 供託に代えて他の損害賠償担保措置を講じたとき。

第五十二条

第六章 人工衛星落下等損害の賠償 この節に定めるもののほか、供託に関する事項は、 内閣府令・法務省令で定める。

(無過失責任)

第五十三条 国内等の人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行う者は、当該人工衛星の管理 に伴い人工衛星落下等損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負う。 (賠償についてのしん酌)

第五十四条 前条の規定にかかわらず、人工衛星落下等損害の発生に関して天災その他の不可抗力 が競合したときは、 裁判所は、損害賠償の責任及び額を定めるについて、これをしん酌すること

第七章

(宇宙政策委員会の意見の聴取)

第二号若しくは第三号の内閣府令を制定し、 策委員会の意見を聴かなければならない。 しくは第三号の内閣府令を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、宇宙政内閣総理大臣は、第四条第二項第二号、第六条第一号若しくは第二号又は第二十二条

(財務大臣との協議)

第五十六条 内閣総理大臣は、第九条第二項又は第四十条第二項の内閣府令を制定し、 ようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。 又は改廃し

(国に対する適用除外)

2 国が行う人工衛星の管理については、第二十条第一項の規定は、適用しない。 第五十七条 国が行う人工衛星等の打上げについては、第四条第一項の規定は、適用しな

第五十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、 する経過措置を含む。)を定めることができる。 その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関

(内閣府令への委任)

第五十九条 この法律に定めるもののほか、 関し必要な事項は、内閣府令で定める。 この法律の実施のための手続その他この法律の施行に

第八章 罰則

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に

一 偽りその他不正の手段により第四条第一項、第七条第一項、第二十条第一項若しくは第二十 処し、又はこれを併科する。 第四条第一項の規定に違反して人工衛星等の打上げを行った者

第四項の認可、第十三条第一項の型式認定、第十四条第一項若しくは第十七条第一項の認定又三条第一項の許可、第十条第一項から第三項まで若しくは第二十六条第一項、第三項若しくは は第十六条第一項の適合認定を受けた者

三 第七条第一項の規定に違反して第四条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更し

五. 更した者 第二十三条第一項の規定に違反して第二十条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変 第二十条第一項の規定に違反して人工衛星の管理を行った者

第三十三条第三項の規定による命令に違反した者

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の 処し、又はこれを併科する。 罰金に

第八条又は第九条第一項の規定に違反して人工衛星等の打上げを行った者 第二十六条第六項、第二十七条第二項、第二十八条第一項、第二十九条第二項又は第三十条

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

第二項の規定に違反して第二十条第一項の許可に係る終了措置を講じなかった者

二 第十七条第一項の規定に違反して第十六条第二項第二号又は第四号に掲げる事項を変更し 第十四条第一項の規定に違反して第十三条第二項第二号に掲げる事項を変更した者

三 第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定によ

若しくは虚偽の答弁をした者 る検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、

第三十三条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

六条第二項又は第二十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 第七条第二項、第十四条第二項、第十七条第二項、第二十三条第二項、第二十五条、 第二十

第十五条第二項の規定に違反して型式認定書を返納しなかった者

第十八条第二項の規定に違反して打上げ施設認定書を返納しなかった者

三

人又は人に対しても、 人の業務に関して第六十条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は 各本条の罰金刑を科する。

第六十五条 第十一条、 偽の届出をした者は、 第二十七条第一項又は第二十九条第一項の規定による届出をせず、 十万円以下の過料に処する。 又は虚

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (施行期日) 附則第三条及び第十条の規定 公布の日

(準備行為) 次条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

第二条 第四条第一項又は第二十条第一項の許可を受けようとする者は、この法律の施行前におい は、この法律の施行前においても、第十三条第二項又は第十六条第二項の規定の例により、その ても、第四条第二項又は第二十条第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。 第十三条第一項の型式認定又は第十六条第一項の適合認定を受けようとする者(機構を除く。) 1

3 申請を行うことができる。 機構は、その行った人工衛星の打上げ用ロケットの設計について、この法律の施行前において 第十九条第一項の規定の例により、第十三条第一項の型式認定の申請を行うことができる。

第三条 内閣総理大臣は、第四条第二項第二号、第六条第一号若しくは第二号又は第二十二条第二 号若しくは第三号の内閣府令を制定しようとするときは、この法律の施行前においても、 九条第二項の規定の例により、第十六条第一項の適合認定の申請を行うことができる。 機構は、その管理し、及び運営する打上げ施設について、この法律の施行前においても、第十 宇宙政

の法律の施行前においても、 策委員会の意見を聴くことができる。 内閣総理大臣は、第九条第二項又は第四十条第二項の内閣府令を制定しようとするときは、 財務大臣に協議することができる。

(経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に行われている人工衛星の管理については、第二十条第一項の規定 適用しない。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について 検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (政令への委任)

第十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置 措置を含む。)は、政令で定める。 (罰則に関する経過

抄

(令和元年六月一四日法律第三七号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、 掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 次の各号に

号の改正規定に限る。)及び第百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 第百四十九条、第百五十二条、第百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六 係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。)、第百十一条、第百四十三条、 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定 限る。)、第八十五条、第百二条、第百七条 (民間あっせん機関による養子縁 組のあっせんに 公

(行政庁の行為等に関する経過措置)

8

第二条 この法律(前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同 じ。)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定 (欠格条項そ

> 為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。 の他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の処分その他の 行

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 (検討) なお従前の例による。

第七条 政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財団法人に関す あることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加 る法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人で え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(令和三年六月二三日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

各号に定める日から施行する。 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該

第五百九条の規定 公布の日